

会 議 録

公開・非公開 の別	【開催日】平成26年7月1日（火） 【時 間】18時00分～20時00分 【場 所】岸和田市役所 新館4階第2委員会室	【傍聴人数】0 【傍聴室】 岸和田市役所 新館4階第2委員会室		
公開				
【名称】平成26年度第1回岸和田市受益者負担検討委員会				
【出席者】 ○は出席、■は欠席				
和田	萩原	黒田	的場	中村
○	○	○	○	○
《事務局》企画調整部：小口部長 行政改革課：春木課長、井上担当長、大田主任				
【議題等】 1. 諮問 2. 本市の使用料と手数料について 3. 使用料等の見直しに向けた他市の取組みについて 4. 計算方法の考え方について 5. 市民アンケートの実施について				
【会議録概要】 ●副市長より委員委嘱。 ●委員全員の出席により、委員会の成立を確認。 ●委員の互選により、委員長に和田委員、副委員長に萩原委員を選出。 ●受益と負担の在り方について諮問。				
次第1 諮問				
委 員：受益と負担の在り方についての諮問を市長から頂きましたので、これから5名の委員で検討して参りたいと思います。 それでは諮問書によりまして、この委員会が最終的に答申させていただく事項について、先ほど副市長に読み上げていただきましたが、今後、議論を進めるにあたりまして、時間も限られておりますので、事務局としてはどのようなスケジュールをお考えなのか、ご説明をお願いします。				
事務局：（スケジュールの説明）				
委 員：ありがとうございました。ただ今の事務局の説明に対して、何かご質問、疑問点、ご意				

見はございませんか。

(質問、意見等 なし)

先ほどの事務局のスケジュール案では、本日の到達目標として次第に5点まとめたいただいております。これから2~5の内容の検討を行います。委員の皆様は「4. 計算方法の考え方について」と「5. 市民アンケートの実施について」の項目に議論がおありかと思っておりますので、次第の「2. 岸和田市の使用料と手数料について」と「3. 使用料等の見直しに向けた他市の取り組みについて」を一括して事務局に説明していただき、質疑もこちらに先にさせていただき、その後、4と5について皆様としっかりと議論をさせていただきたいと思っております。事務局もそれでよろしいでしょうか。

(事務局 了承)

それでは、2と3について説明をお願いします。

次第 2. 本市の使用料と手数料について

次第 3. 使用料等の見直しに向けた他市の取り組みについて

事務局：(資料 P1~P13 について説明)

委員：ありがとうございました。ただ今、ご説明いただいた内容について、ご質問、ご意見はございませんか。

委員：P9に先進事例がありますが、何をもって先進事例となっているのでしょうか。

事務局：手数料、使用料の見直しの基準を作っている市を先進事例市として挙げています。

委員：これ以外は先進事例がないということでしょうか。

事務局：我々が調べました中では、こちらの7市を先進事例としてピックアップしています。

委員：つまり、この7市以外は基準が作られていないということですか。

事務局：日本全国を調べたわけではありませんが、P8に、府内の近隣15市の状況を見まして、策定している団体数と策定していない団体数を示しています。政令市まで広げて、策定基準や考え方の参考になる例として抽出したのがこの7市となっています。

委員：先進事例ということであれば、日本国内でも先進と考えてよいのかということ。つまり、今回、検討する際に、これを先進事例として参考にしてもよいのか、他にもある

のにこれを先進事例と言われるのであれば、その理由は何か、市の方針として伺いたかったわけです。

事務局：補足ですが、この7市は、特に税と受益者の負担の割合についてどのように考えるべきかという点について、それぞれ特徴的に整備されていますので、事例として選んでいるということです。

委員：事務局は近畿圏を中心に調べられたということです。もちろん、遠方の首都圏等にも先進的に取り組んでいる自治体があると思いますし、いろいろな条件によって、近畿圏でも種々のサービスに関して異なったものもあると思いますが、事務局ではできる限り同じようなところとして、P7の周囲の15市について、どのようなことをしているかということ調べられたと把握しています。それでよろしいでしょうか。

その他、ご意見はございませんか。本日は第1回目ですので、いろいろなご意見を差し上げていただけたらと思います。

委員：P8に策定している団体数が9と出ていますが、具体的な都市名は確認できますか。

事務局：豊中市、高槻市、吹田市、茨木市、八尾市、寝屋川市、泉佐野市、泉南市他です。

委員：ありがとうございました。

他に何かご質問はありますでしょうか。（質問等、なし）

岸和田市の特徴として、資料のP2～3にあるように、無料で使用できるグラウンド、学校開放の取り扱いが今回一つの大きな協議課題になると思います。他市との比較では、公民館の使用の取り扱いがかなり異なりますので、この辺りも第2回で議論を深めますが、事務局で用意していただいた資料について、後ほど議論したいと思います。皆様もお含みおきいただければと思います。よろしくをお願いします。

次第 4 計算方法の考え方について

委員：それでは次に「4. 計算方法の考え方について」の（1）施設使用料考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（資料P14の上段について説明）

委員：ただ今の説明につきまして、ご質問はございませんか。

委 員：P10 に各市の原価算入されている項目や除外されている項目等が列記されていますが、その中に備品の購入費等がありません。それについては、どのように考えられているのでしょうか。

事務局：備品の購入については、すべてを原価計算に入れるのは難しいと考えていますが、金額や性質によって算入する、しないを分けるのも一つの考え方ではないかと思っています。

委 員：わかりました。それは今後の検討ということですね。

委 員：P14 の【1】施設維持管理費の中で公債費は採算性の高い施設のみとなっていますが、これは利息のみと考えてよいのでしょうか。

事務局：利息と原資も含めて想定しています。

委 員：原資も含めてですね。わかりました。

委 員：本日の会議では、P14 の使用料の基礎となる原価計算にどのような項目を含めるべきかという問題を整理し、次回の委員会ではこの考え方をまとめるという作業に入ります。したがって、原価計算に含めるもの、除外するものの項目について、皆様のご意見を伺い、含めるか、除外するかでご意見が分かれた場合は、その辺りを第2回でまとめることとなります。そういう趣旨で、資料についてご意見を出していただければと思います。

委 員：ここだけ「施設使用料」と書かれていますが、他は「使用料」で統一されています。ここだけ「施設使用料」とされた意味は何でしょうか。

事務局：原価計算を考えるに当たって、使用料に占める施設使用料の割合が多いので、考え方の基本としやすいということで「施設使用料」としています。

委 員：捉え方としては施設だけではなく、幅広く「使用料」を考えるということでもよろしいでしょうか。

事務局：はい、結構です。

委 員：採算性の高い施設とは、具体的にどのような施設を指しているのでしょうか。

事務局：採算性の高い施設の想定は、先進事例の名古屋市の考え方を参考としており、名古屋市は「公営企業債という債権を財源として施設整備を行った施設については、その性格から全額を受益者の負担とし、その受益者負担額は、施設の取得に起因するコストを含めた収支計画をもとに算定する」という考え方を示されています。これに該当しそうな施設があれば、採算性の高い施設に含めたいと考えています。

委員：具体的にどの施設が該当するかというのは、今の段階ではわからないということですか。

事務局：はい。

委員：学校施設開放については、需用費・役務費・委託料などをどのように見込むのでしょうか。学校施設は教員の人件費などはすべて公費負担で賄われていると思いますが、その時に施設の維持管理にかかる費用はどのようなものを想定されているのでしょうか。

事務局：具体的に、例えば体育館の場合、当然、平日の昼間は授業で使いますので、他市では、光熱費は使用している時間で案分する、グラウンドであれば使用している面積で案分する等の例があります。そのようなところも参考にしながら、皆様のご意見を伺いたいと思っています。

委員：わかりました。

委員：委員が最初に質問された細かい表記の問題ですが、次第の4だけ「施設使用料」と書かれているのは私も違和感があります。それで、ご提案ですが、P14の「(1) 施設使用料の考え方」を「(1) 使用料の考え方」に直して、そこに※等を付けて「ただし、施設を中心とした使用料として、以下『使用料』とする」等、但し書きをして「使用料」という書き方にした方が、統一感が出ると思います。やはり、「(1) 使用料の考え方」の方がスッキリしますので、その横に※等を付けて但し書きをしてはいかがでしょうか。

事務局：わかりました。

委員：他にご意見はありませんか。区分等はこれでよろしいでしょうか。ご提案、ご意見はございませんか。

(意見等、なし)

それでは、この案で、第2回委員会に試算結果を資料として提出していただくようお願いしたいと思います。

委員：それでは、次に、手数料に移りたいと思います。説明をお願いいたします。

事務局：（資料 P14 の下段について説明）

委員：ありがとうございました。それでは、議論をお願いしたいと思いますが、何かご質問はございませんか。

委員：人件費は「1 件処理時間×年間処理件数×職員人件費単価」となっていますが、年間処理件数を掛けるということは、基準年を決めて計算されるのでしょうか。

事務局：各課に聞きまして、平成 25 年度の数字が出せるのであれば平成 25 年度の数字、出せなければ平成 24 年度の数字等、各 1 年間で指定して計算することを想定しています。

委員：基準にしたもので計算するのでしょうか。毎年変わるのでしょうか。

事務局：手数料を毎年改定すると混乱をもたらすので、毎年の改定は難しいと思いますが、計算事務の見直しは毎年してもよいのではないかと考えています。ただ、改定は 4～5 年に 1 度が適切ではないかと考えています。

委員：職員人件費単価については、正職員、契約等、いろいろな形態の職員がおられると思いますので、単価の計算はどのような方針を立てられているのでしょうか。

事務局：全正職員の総給料を割って出すことを想定しています。

委員：「ただし、窓口や電算システムなどの床に要する建物整備費は見込まない」とはどういう意味でしょうか。

事務局：執務スペースの経費を含めるかどうかという中で、例えば、そういうシステムを設置する場合、本来、住民基本台帳であれば、基本台帳を備えることは行政としてしなければならないことですから、サーバー等を置いて整備する費用までは含めません。また、カウンター等のスペースを専有する分も見込みません。そのサービスを提供するために必要となる人件費や資材の経費、光熱水費を対象としたいと考えています。

委員：人件費の書類発行等にかかる費用のところに年間処理件数を入れるのが理解できません。手数料原価の計算が最後に人件費と物件費を足して年間処理件数で割るような式になっていますが、年間処理件数を人件費の中に入れ込む意味が分からないので、理屈を教え

てください。

事務局：考え方としては、例えば、1件処理するのに5分かかったとして、1年間にそれを1,000件しか利用しないのであれば、 $5 \times 1,000 \times 1$ 分当たりの人件費単価で、それに要した人件費を計算します。そこへ物件費等の総額を加えて、再び年間の発行件数で割り戻して単価を求めます。職員が従事していますが、職員はその業務だけに従事しているわけではないので、実際の発行処理に要する時間で計算するといくらになるかという考え方で計算したいと思っています。

本日の資料には入れていませんが、議論していただければ有難いと思っていますことがあります。1件当たりの処理時間を実際に設定して、特定の年度にするのか、数年の平均にするのか、それを掛けて単価を掛ける方法がよいのか、現在、その部分に従事している職員数から大体その業務に要するであろう人件費・経費を出した上で、実際の経費から割り戻した方がよいのか、事務局の中でも議論したところです。

今回、できれば1件当たりの処理時間を設定して、一度試算をしてはどうかと考えてご提案しています。

委員：方針は理解できますが、そうすると、人件費＝1件の処理時間×職員の1分当たりの単価で出して、物件費を年間処理件数で割って、それを足す方が合理的なような気がします。1分当たりに100円かかって、1個の処理に5分かかると、1件当たりの処理にかかる人件費が 5×100 で出ます。物件費については処理件数で割る必要があると思いますが、人件費は処理件数で割る必要はないのではないのでしょうか。

例えば、平成25年度の処理件数と平成26年度の処理件数が大きく違った場合、前年度の処理件数を掛けている合理性がないと思います。むしろ、件数を掛けないで、【1】人件費＝1分間当たりの職員人件費単価×処理時間で、【2】物件費＝総額を件数で割って、その【1】人件費と【2】物件費を足した方が合理的だと思います。

委員：年間処理件数は、同じ件数を使うのではないのでしょうか。手数料原価の求め方は（【1】人件費＋【2】物件費）を年間処理件数で割るようになっていて、【1】は1件当たりの処理時間×年間処理件数×職員人件費単価ですので、これをバラすと、【1】と【2】の両方を年間処理件数で割ることになり、【1】の方の分子に年間処理件数がありますので、相殺すると同じ話になると思います。

事務局：それでは、そのようにさせていただきたいと思いますが、整理しますと、【2】物件費を年間処理件数で割って、そこに、年間処理件数を掛けていない【1】を加えるということですね。

委員：結果的に、ここで使う年間処理件数が同じベースで同じ件数であれば、別にこのような計算式でも問題ないのではないかと思います。使っている年間処理件数が違うベースで計算されているのであれば、変わってくると思います。

委員：結局、今は同じ答えにはなるのですが、考え方としては、委員が言われたように、【1】の書類発行等にかかる費用の式から年間処理件数を削除して、1件処理時間×人件費単価の方が、委員会としては良いのではないかと思います。結果的に答えは一緒ですが、考え方としては削除するようにお願いできますでしょうか。

事務局：わかりました。

委員：先ほどの委員の質問で気になったのですが、事務処理をしている職員はほとんどが正職員と理解してよいのでしょうか。

事務局：職員につきましては、基本は正職員としながら、ご指摘のように今は再任用の制度もありますので、窓口には再任用の職員が当たったり、一定の判断が伴わない業務については、嘱託の方も従事されたりしています。ただ、部署によって、どういう方に従事していただいているか、なかなか整理しづらいところもありますので、できれば、今回は正職員の単価で統一して計算したいと考えています。

委員：考え方はよく分かりますし、それが楽だと思いますが、市民目線で見ると、これだけ細かく積算根拠を出すとした場合に、きちんと計算したら本当よりも高くなる計算式というのはどうなのかと思うところもあります。納得はしていますが、大丈夫なのかと気になったしだいです。

委員：それは正にご指摘の通りだと思います。職員人件費は委員のご質問で出てきた内容で、正職員の場合は明らかに高くなりますので、事務局側は結果的に高くなることに納得した上で、それを前提として提案されているという認識でよろしいでしょうか。

事務局：先ほど申し上げました理由で、正職員の単価を使いたいと考えて、本日はこの委員会に臨んでいますが、現在、ご指摘をいただいていますので、試算する段階で所管課の方に、実際に従事する正職員、再任用、嘱託の割合が整理できるかどうかを確認し、できるだけ実体に近い形で計算をしたいと思っています。

委員：ありがとうございます。正に実体に近いということです。人件費が一番高いので、せっかくこれだけ項目が細分化されているのに、人件費で跳ね上がったら勿体ないという気

もします。なるべく職員全体の平均値から出された方が望ましいということ委員全体の意見として心に留め置いていただきたいと思います。

他に何かお気づきの点はありますでしょうか。

委員：先ほど聞き逃したのかもしれませんが、例えば、実際にかかった人件費を年間処理件数で割っても別によいのではないのでしょうか。それ以外の業務に就いている時間もあるという話でしたが、1人の職員が市の窓口で発行に携わる時間を8時間中6時間と設定して計算する方法があるとしたら、その方法を採用せずにこの計算方法にした理由は何でしょうか。頂いた資料の処理時間も、実際はある程度のばらつきがあるにも関わらず、統一的に見るようですが、いずれにしてもばらつきがあるものを、こちらの方法で計算している理由を教えてください。

事務局：実際に業務に関わる時間を出して、それに対する経費を積み上げる方がよいのではないかと考えました。証明業務ごとに処理する時間が異なる場合もありますので、処理時間についても担当課の方で審査や実際の発行、どのような作業でどの程度時間がかかるのか、平均的な時間を使いながら算出したいと考えています。

先ほど申し上げたように、そこに従事する中から証明書等の発行に要する割合を掛けて計算する方法もあるのですが、できれば1件の処理に要するものとして一度積算したいと考えています。

委員：他はいかがでしょうか。(質問、意見等なし)

それでは、全体をご覧になって後、再度確認したいと思いますので、次の議題に進みたいと思います。

手数料の考え方については、人件費が気になる点であり、委員の皆様にも1件処理時間、年間処理件数、職員人件費単価、それぞれご意見をいただきましたので、その辺りをご考慮いただいて、次回、試算の結果を提出いただければと思います。よろしくお願いいたします。

次第 5 市民アンケートの実施について

委員：それでは、次の議題に移らせていただきます。P15の市民アンケートの実施について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(資料P15～について説明)

委員：ありがとうございました。公共施設マネジメント課の資料編の全文を載せていますが、

その集計結果を抜粋して説明していただきました。市の中で連携するということで、内容を踏まえ、今回、本委員会に関係のあるアンケートとしてP20～P23の合計4ページが原案となっています。

P22～P23をご覧くださいますと、問3が受益者負担割合の質問、問4、問5が減免の質問になっていますが、構成や見やすさ、回答しやすさ、気になる表現など、皆様のご意見を頂きたいと思います。

できましたら、第2回の審議内容として受益と負担の割合も出てきますので、本日、内容についてもご議論いただきまして、ほぼ内容を決めたいと思っています。アンケートの順番はこれでよいのか、実際にアンケートに答える立場から見て、見やすいか、質問が流れていくかということも、チェックしていただきたいと思います。

委員：アンケート結果はどのように扱われるのでしょうか。また、アンケート調査の結果は、本委員会の議論にどれくらい影響を及ぼし得るのでしょうか。

事務局：まず、本委員会自体が市の附属機関ということもあり、委員会自体も資料も公表することになっていますので、結果も公表することを考えています。

その結果がどの程度の影響を及ぼすかということころは、まだ分かりませんし、それを受けて委員の皆様の心がどう動かされるのかということころにも関わるとお思いますので、結果を見て、皆様それぞれのお考えが大きくなってくのではないかと思います。

委員：ニュートラルに見て、極端に言えば、「全部税金で賄ってほしい」という意見が大多数の結果になったとしても、それを踏まえて、私たちが議論すればいいと考えてもよろしいですか。

事務局：結構です。

事務局：アンケートをさせていただく上での補足ですが、我々は特に今回、施設を常に利用される方、いわゆる受益者負担をされて、なおかつ税も支払っている方と、税は支払っているけれども、それらの施設を利用しない方、その方々において、受益者負担の捉え方にどのような意識の違いがあるのかということを知りたいと考えています。将来的にパブリックコメントを行うかどうかという問題もありますが、現時点では市内在勤の委員は入っていただいておりますが、市民には入っていただけていないので、このアンケートの中から先に述べました点についても把握できるようなアンケートにしたいと考えています。ご指導、ご助言をよろしくお願いいたします。

委員：私の専門は社会福祉で、隣の市に住んでいることもありますが、岸和田市は特徴的に各

地区に公民館があって、公民館活動が盛んだと聞いています。その場合、地域の行事などの公民館の本来の目的で使う場合は無料で、目的外使用の場合は有料になるのでしょうか。

実際に公民館を使った場合に、利用料は利用した人が負担した方がよいのか、それとも税金で賄った方がよいのかを考えた時に、公民館が持つ役割は、ある人が使ったというメリットだけではなく、公民館を中心としたまちづくりの効果というものがあると思います。

アンケートは使用料の問題なので、その辺りの話は出てこないかと思いますが、市が政策的に公民館活動を推進しようと思えば、料金を低く誘導して使いやすくする等の検討が後々加わってくるのでしょうか。アンケートを取って、ここで話し合って答えを出したら決まってしまうというのではなく、特に公民館などについては、それぞれの施設で目的を持って活動されている方々の意見を聞いた方がよいのではないかと思います。

事務局：いくつかご質問をいただきましたが、まず公民館の使用については、資料の P5 にありますように、岸和田市では条例上で無料となっています。ただし、目的外使用の場合の使用料を徴収するという規定になっています。

確かに、目的は部屋の利用だけではないところもあるかと思いますが、問3の設問については、2回目以降の委員会で、受益と負担の割合について議論することになると思います。料金を設定するに当たって、使用料としての原価がまず出てきますが、その次に受益者の負担と税金の負担の割合が問題になります。

したがって、活動については、選択制のある活動になるのか、絶対に必要な活動なのか、公益的な活動なのかということところからも割合も見なければなりません。また、施設自体の設置目的に沿っているかということところでも使用料に重い・軽いを付ける参考になります。そこで受益者負担の割合が高く設定されても、減免してその方たちの使用料を最後に減額することもあります。

しかし、この設問に対しては、適正な使用料が出てきた次の段階で、「具体的に各施設においてどの程度の負担の割合か」を問うていきたいという意味で付けていますが、「分かりにくい」「聞きにくい」等のご意見がありましたら、対応して変更させていただきますのでお願いします。

委員：今の質問に関連して、P5 で、公民館の使用料における他市の状況を調べていただいていると思いますが、実際はどのくらい減免されているのか、次回でいいので教えていただきたいと思います。例えば、高槻は減免の規定がありませんが、有料使用はどのくらいあるのでしょうか。

あるいは、岸和田市も無料となっていますが、目的外で使用料をとっている例がどのくらいあるのか等、実際上の利用を調べていただいたら参考になると思います。減免規定

があるけれどもほとんど使われていないケースや、有料となっているけれどもほとんど減免で使われているケースもあると思うので、分かる範囲でも、次回は教えていただきたいと思います。

もう一つ、アンケートにおいて「学校開放」の項目が問 1 にもないのですが、それによいのでしょうか。後々、学校開放についても使用料をとることが検討されるのであれば、聞いておいた方がよいのではないかと思います。それが、このアンケートだけでは、全く使用料の対象に含まれないように受け取られかねないのですが、その辺りはどこかに入れる必要はないのでしょうか。

事務局：ご意見ありがとうございます。最初の減免の利用者、無料で使用されている方、減額されている方、各施設可能な限り調査して次回にできる範囲でご提供させていただきたいと思います。

学校開放の点は、問 1 のところで項目を追加したいと思います。

委員：施設使用料で減額された、入って来なかった収入は、他の利用者が負担しているのでしょうか。それとも別の予算から穴埋めされているのでしょうか。

事務局：基本的に、受益者負担でいただいている分については税等の一般財源で賄うことになっています。つまり、使用料として入ったお金をその施設のための経費に充てますが、必要な経費に足りなければ、残額について税等の一般財源からこれに当てているということです。

委員：気になるのは、何故この受益者負担の原則を見直すのかという、元々のところの説明がないという点です。「今のシステムの何が問題で、だから今回これを検討する」ということを、最初のところで一言でも述べていただければと思います。受益者負担の明確化は分かるのですが、「今までもやってきた」という思いもありますので、今の減免分を税金で補ってきたという形が、何かの変化によって検討することになったのだと思います。その辺りの説明がないのが気になります。

それが問 2 の「『受益者負担の考え方』についてどう思いますか」という質問に繋がります。ここには考え方の説明は書いてありますが、この書き方では「賛成」となってしまうような気がします。そうではなくて、今までの仕組みと、新しい仕組みのどちらが良いのかという話であり、もしかすると「社会的サービスについては税金で担ってほしい」と思っている方が結構おられるかもしれないと考えますと、今回の戦略的な目的を市民に説明された方がよいのではないのでしょうか。

私は、明らかにするのは悪くないと思いますし、それによって減免をしっかりと考えていけばよいという意味では、多分良いことだと思うので、もう少し市としての立場を示

してほしいと思います。単に他市がしているから同じように行うというのではなく、「岸和田市はこれまでこういうことをしてきたけれども、ここが問題なので、今回こういうことをしようと考えている」ということを明らかにして、そういう形で、受益者負担の考え方の質問をされた方が市民に対しては優しいのではないかと思います。

委員：事務局はいかがでしょうか。

事務局：項目として、「アンケートへのご協力について」の前文に追加したいと考えています。

その前に、いただいた質問に対してですが、市民の様々なニーズに行政が答えていく中で、当然、当てられる財源には限りがありますし、また、市民の方々に活動等を活発にさせていただくために、一定の場の提供について行政は責任を負わなければならないという認識もあります。その中で、限られた財源をどのサービスに振り替えていくのか、どのように受益と負担の公平性を図るのかという点について、今一度明らかにして、それをベースとして、将来的に施設等を維持する財源をどのように捻出できるのかということは、どの程度の施設を財源的に維持し得るのかというところにも結び付くと考えていますので、そのような趣旨を理解していただけるように工夫をしたいと思います。

委員：今、説明していただいたところは、とても重要だと思います。私は岸和田市の自治基本条例の推進にも関わっていますが、岸和田市は住民に対する説明もしっかりとしようとしてありますし、住民自身の考えで自治を動かそうとされているところがあります。

したがって、今、説明されたように、「ここに問題があって、このようなお金の使い方をしたいので、このようなアンケートで皆さんの話を聞きたい」ということが、住民にわかるような内容があればよいと思います。今のままでは、多分、隣の市でも全く同じような形でできるはずで、今までとても良い活動をされているので、岸和田市としては非常にもったいないという気がします。

そこで、アンケートについても、「あなた方の意見は反映される」ということがわかるメッセージのようなものがあれば、アンケートに答える側ももっとしっかりと答えてくれる気がします。今、説明していただいたことは、是非、入るとよいと思います。

委員：重要なお意見をありがとうございます。今、事務局が口頭で言われた内容は議事録に残りますので、それを起こして前置きでしっかりと記載していただくと、市民の方も熱心になり、アンケートの徴収率も高まるのではないかと思います。是非、前置きを書いていただきたいと思います。

委員：申し訳ありませんが、少し前に戻って質問させていただきます。

P14の「(1)施設使用料の考え方」で、【1】の施設維持管理費の中の公債費は借入金と

考えてよいと思いますが、私も普段は税務をしていますので、一般企業のことを考えますと、借入金の原資の返済がコストに入るのはどうも違和感があります。つまり、借入をして建物や施設を建てて、採算性の高いものだけは、その減価償却費をコストの中に入れて、かつ、その借入の原資もコストに入れるとすると、何となく二重になっているような気がします。その点について、私もインターネットで他市の使用料の考え方などを見ましたが、公債費が出ているところは見なかったと思います。入っているのは利息部分だったので、その点の説明をお願いします。

事務局：今、公債費で元金まで経費に含めた場合、減価償却費も算定に入れると二重になるのではないかというご指摘がありました。我々も減価償却費と公債費のどちらを充てる方がより適正なのか、二重計上にならないように留意しながら試算したいと考えています。

委員：確認ですが、公債費と減価償却費は、現段階ではどちらも残すということで、二重経費にならないような計上の仕方を検討されるということでしょうか。

事務局：場合によってはどちらを選択した方が良いのか、また、公債費の内、利息の部分だけを計上していくという方法が良いのか、改めて検討させていただきたいと思います。

委員：よろしくお願いいたします。

委員：アンケートに戻りますが、お手元のスケジュール案をご覧くださいますと、次回の委員会開催時にはこのアンケートは終わっており、アンケートの分析と評価を事務局の方にさせていただくこととなりますので、大きなところで特に違和感などがなければ、一応、原案としたいと思います。委員が言われた冒頭のメッセージの部分と、問1の項目に「学校開放」を入れることが大きな改筆になります。P22～23の問3、問4、問5の受益者負担と減免のところについては、特に問題はありませんか。

委員：「その他」には何を書いても構わないのでしょうか。

事務局：一応、具体的に書いていただくことを想定しています。

委員：問3、4、5は「わからない」という選択肢があった方がよいのではないのでしょうか。例えば、問3で「公民館についてはいつも使っているので言いたいことがあるが、スポーツ施設はよくわからない」という方は「わからない」がないと困るのではないかと思います。

事務局：問3～問5までに「わからない」という回答の選択肢を加える方向で検討します。

委員：無作為で抽出するということですが、対象は何人でしょうか。また、このような調査をすると、時間的に余裕のある60歳代以上の方の返送率が高くて、10代、20代は低くなると思いますので、10代、20代の人にもたくさん返送してもらえるような仕組み、工夫はあるのでしょうか。

事務局：アンケートの送付件数は3,000件です。ただ、正直なところ、ご指摘されたように、10代、20代の若い方に積極的に返していただくようなアイデアはありません。

委員：確かに、アンケートでは10代、20代が少ないようですね。

委員：これは、アンケートを取ると必ず出てくる問題です。
無作為抽出ですから、抽出の時点で10代が少ないということはありませんか。どこも高齢化が進んでいるので、若い世代の全人口に占める割合の総数は自ずと少なくなります。

事務局：完全無作為なので、どこかの年代にバラつきが出る可能性はあります。そのため、抽出の方法として、完全無作為ではなく、年代ごとに人数を割り振って抽出をすることも技術的には可能です。

委員：その点もこの委員会で議論をすることは可能ですか。

委員：スポーツ施設でも保健福祉施設でも、高齢の方に減免があれば「それは残したい」という意見が多く出ると思います。世代によって違いが出ると思いますので、そこは満遍なく意見が聞けるような工夫があった方がよいと思います。

事務局：今の質問は8世代で分けていますが、年代で均等になるように、例えば、3,000を8で割るとか、あるいは、岸和田の実際の人口比率を年代ごとに当てはめて、それを3,000人分出すという方法もあります。

事務局：参考資料として添付している、公共施設マネジメント課のアンケートは4,000件で、5歳刻みで男女別とエリア別の三つを考慮して抽出しているようです。

もう一つ、総合計画の際の市民アンケートは、回収率が低いと思われる年代に対しては、余分に抽出しているパターンもあるようです。したがって、最初から10代の回答率が低いことが分かっているのであれば、10代を余分に抽出するという方法もあります。

やはり、集計的に回収できた結果は年代的な偏りがない方がよいので、その辺りも考慮して考えられるのであれば、考えてみたいと思います。

委員：少なくとも今の議論であれば、無作為は信憑性という点からも、我々が検討する際に厳しいところがありますので、今、事務局に言っていただきましたように、今までのアンケートのいろいろな結果に基づいて、最も年齢幅広く回収できるような手法を検討していただければと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局：はい、考えます。

委員：他にご意見はございませんか。

次第についてはすべて検討の内容に入っていますので、「言い忘れた」とか、「アンケートを見ていたら、以前のところを思い出した」等、全体に対してご意見を募りたいと思います。

また、次回以降、毎回濃い内容の議題があり、今回の議題は5つ挙がっていますが、その5つについて、現段階で追加資料として必要なものがあれば、挙げていただければと思います。

全体を通してご質問、ご意見、ご要望はありませんか。

委員：障害や高齢を理由に減免措置を取られることが多いと思いますが、それはもっともな理由であるような気がするものの、その裏には「所得が少ない」という背景があるのでしょうか。高齢者や障害者は所得が少ないので減免をするという理由でそのような措置を取られているのか、それとも他に理由があるのか、その点が疑問です。調べても、「障害者だから」「高齢者だから」とは書いてありますが、具体的にその何が原因なのかというところが書かれていません。

事務局：一つは、所得の部分もあると思いますし、また、政策的にそういう方々の社会参加を促進するための場の提供、そこへ参画していただける条件をとということも、その根底にはあるのではないかと認識しています。

事務局：先程、公民館等の利用実態について、減免の部分と有料の部分についてご指摘をいただきましたが、それについて、できればご教示賜りたいことがあります。

公民館を考える場合、社会教育という概念で公民館を位置付けてきた時代に対して、今日は生涯学習、生きがい、より良く生きるという部分を踏まえた公民館のあり方があり、それによって利用の実情は異なるように思います。この辺りについて、他市ではどのように区分を考えているのか、また、それを検討するためにはどのような分類の資料を用

意すればよいのか、専門の立場からご助言をいただければ幸いです。

委員：生涯学習は決して社会教育と違うものではないのですが、日本で取り入れられた時に「個人の自己実現が生涯学習だ」と傾斜して取り組まれたという事情があって、それを原理的に考えた市町村が、例えば、公民館とは別に生涯学習センターを設立し、公民館は無料、生涯学習センターは有料としたという、そのような市町村もあります。公民館は社会教育の場なので、学校と同じように教育の保障という面で無料の原則を守り、生涯学習については個人が自己実現する場なので、すべて有料ということです。

その流れで2つあるところもあれば、今、文部科学省は「生涯学習については市長部局でも構わない。社会教育については教育委員会所管だ」と明確にしているので、すべて生涯学習センターという名称にして、市長部局に移管して全部有料化した事例も府内にはあります。そして、全部指定管理者になっているところも出てきています。

つまり、流れとしては、生涯学習にして、個人の自己実現の場となっている場合はすべて個人に還元されるので有料にするということです。社会教育として、まちづくりや地域の交流の場として維持している部分については無料にしているので、結局は、それをどのように見るか、公民館をどのような場として捉えるのかということです。

少し余計な話をしますが、例えば、長野県は公民館活動が非常に盛んで、その結果、医療費が非常に少ないと言われています。公民館という場を持っていると、高齢者はそこに来て交流をするので、その分、病院に行かなくなります。その結果、それだけ医療費が少なくなるので、費用対効果の面では、医療費にお金がかかるよりも、公民館を無料にして皆に来てもらう方が、市としては助かるわけです。

そのような議論も一部では出ていますので、そこまで考えると、ある施設を無料にすることによって、実は別の施設の費用を抑えている可能性も考えなければならないかも知れません。福祉などはそういうことが出てくるとお思いますので、その辺りまで、どのように議論するのかということも含んでくるのではないかと思います。きちんとした答えになっていませんが、私が知っている範囲ではそのような流れもあるかとお思います。

委員：貴重なご意見をありがとうございます。

公民館の定義について、岸和田市がどのように考えるのかということでは、今、委員が言われた内容は非常に参考になるのではないかと思います。その辺りについては、岸和田市が今まで住民自治として市民との相互構成でつくってきた部分も是非活かして、「岸和田市はこれだ」という公民館利用のあり方を打ち出していただけると、我々もそれを基にして「岸和田市はこのような方針だから、我々は受益者負担をこのように考える」という形で検討がしやすくなると思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

他に総括的にご意見はありませんか。次回に準備していただきたい資料などは特にありませんか。

(意見、要望等 なし)

それでは、本日の議事内容についてはすべて終わりましたので、以上をもちまして、検討委員会としては閉会したいと思います。

以上